

令和7年5月9日

保護者 各位

豊見城市立伊良波中学校
校長 下地 秀隆
(公印省略)

大雨（特別）警報等発表時における対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、豊見城市教育委員会より出された「大雨（特別）警報等発表時における対応について（通知）」（令和5年5月19日改訂）に基づき、大雨（特別）警報等発表時における対応を以下のように定めます。

つきましては、生徒の安全確保と学校の教育活動のため、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 災害対応

- (1) 気象庁から大雨（特別）警報等（土砂災害警報情報・雷注意報含む）の発表もしくは市からの避難指示等の発令など地域に発表された情報（以下「気象情報等」という。）を的確に掌握し、生徒の安全を十分に配慮します。
- (2) 登校前に気象情報等により登校時における危険性が予測されている場合は、臨時休校や始業時刻を遅らせる等の措置を判断し、学校ホームページやLINE連絡でお知らせいたします。
- (3) 生徒が在校時に気象情報等により下校時における危険性が予想されている場合は、被災を避けるよう下校時刻の変更、保護者への引き渡し、学校待機等を判断して学校ホームページやLINE連絡でお知らせします。

2. 被災予防

- (1) 大雨、洪水などの自然災害から生徒を守るため、常日頃から通学路の安全確保に十分配慮するとともに、学校施設・設備の安全点検に万全を期します。
- (2) 気象情報等があった場合の安全確保については、生徒に十分な事前指導をするとともに、保護者に対しても文書を出し周知徹底に努めます。
- (3) 学校ホームページ、LINEメールで保護者への周知、緊急連絡体制を整備いたします。

※本件に関する問い合わせ
伊良波中学校 850-2791
教頭 熱田 康

暴風警報（特別警報）発表時における学校の臨時休業 並びに児童生徒の安全確保について

令和2年5月18日
豊見城市教育委員会

1 臨時休業の取扱いについて

(1) 臨時休業を行うことができる場合

- ① 暴風(特別)警報等が発表されたときは、臨時休業の措置をとることができる。
- ② 暴風(特別)警報等の発表前及び解除後においても、校区内の状況に応じ、臨時休業を行うことができる。
- ③ 上記以外の場合においても、特例として校区内の状況(河川の氾濫、道路決壊、浸水等のおそれがある場合)に応じ、臨時休業を行うことができる。

(2) 暴風（特別）警報等の解除に伴う対応について

- ① 午前6時前に解除 になった場合
通常通り登校、登園する。(給食あり) ⇒
- ② 午前7時前に解除 になった場合
 - 8時30分までに登校する。(給食なし)
 - 1校時～4校時の時間割を準備する
 - 4校時終了後下校
- ③ 午前7時以降に解除 になった場合
引き続き臨時休業(各家庭で学習)

※献立を変更する場合があります。
※停電により給食を提供できない場合があります。

2 園児・児童・生徒の安全確保について

- (1) 登校後に暴風(特別)警報等が発表されたときは、暴風、大雨、洪水等の自然災害から園児・児童・生徒を守るため、「安全確保」を優先し、保護者に連絡し、引き取ってもらうことを原則とする。給食等の対応については、暴風(特別)警報等が発表された時刻に応じて決定する。
- (2) 暴風(特別)警報等発表時における学校の臨時休業及び安全確保については、園児・児童・生徒に十分な事前指導をするとともに、保護者に対しても文書またはPTA等の会合を利用して周知徹底を図ること。